

令和5年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	27	府省庁名	経済産業省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 <u>固定資産税</u> 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	平成30年7月豪雨における被災代替償却資産に係る固定資産税の特例措置の拡充		
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 被災者生活再建支援法が適用された市町村の区域内で被災代替償却資産を取得した法人・個人事業主</p> <p>・ 特例措置の内容 被災者生活再建支援法が適用された市町村の区域内で被災代替償却資産を取得又は改良した法人・個人事業主に対して、震災等が発生した年から4年を経過する年の3月31日までの間に取得又は改良したものに限り、取得した最初の4年間償却資産に係る固定資産税について課税標準を2分の1の価格とする措置を講ずるとされているところ、平成30年7月豪雨においては、災害発生から4年を経過する年の3月31日までの期間について、2年間適用期限の延長を行い、令和7年3月31日までの期限としたい。</p>		
〔関係条文〕	〔 地方税法第349条の3の4 地方税法施行令第52条の13の2 〕		
減収見込額	<p>[初年度] 0 (-) [平年度] ▲0.2 (-)</p> <p>[改正増減収額] - (単位：百万円)</p>		
要望理由	<p>(1) 政策目的 平成30年7月豪雨により償却資産が滅失又は損壊した被災者の負担を軽減することで、当該被災者の事業再建を支援する。</p> <p>(2) 施策の必要性 被災から4年を経過する年度までに、震災等により滅失し、又は損壊した償却資産の所有者が、当該償却資産に代わるものと市町村長が認める償却資産を取得し、又は当該償却資産を改良した場合における当該取得等された償却資産については、当該取得等後4年度分固定資産税を軽減し、被災者の負担を軽減する措置がとられている。</p> <p>しかし、令和5年度以降も償却資産を失った被災者が未だ事業再開が出来ない場合や事業の一部を再開したものの、被災前の状況に戻っていない場合があり、本格的な事業再開に向けた償却資産の取得も一定程度想定されている。</p> <p>こうした中、平成30年7月豪雨の被災地では本特例が今年度で適用期限を迎え、来年度から特例が適用されなくなるため、被災者の負担が増加し、事業再建が遅れることが懸念される。</p> <p>そのため、被災者の早急な事業再建を支援するために、本特例措置を延長し、被災者の負担を軽減する必要がある。</p>		
本要望に対応する縮減案	-		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	7. 中小企業及び地域経済の発展
	政策の達成目標	平成 30 年 7 月豪雨により償却資産が滅失又は損壊した被災者の負担を軽減することで、当該被災者の事業再建を実現する。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	2 年間（令和 5 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日）
	同上の期間中の達成目標	平成 30 年 7 月豪雨により償却資産が滅失又は損壊した被災者の負担を軽減することで、当該被災者の事業再建を実現する。
政策目標の達成状況	当該税制度を活用し、被災者の事業再建を実現している。 新規適用件数（事業者数）： 令和元年度～令和 4 年度：少なくとも 400 件	
有効性	要望の措置の適用見込み	被災後 4 年度を経過しても事業の再建に着手できない場合があり、こうした地域で適用の見込み。
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	平成 30 年 7 月豪雨より償却資産を失った被災者が、被災後 4 年度を経過しても事業の再建に着手できない場合であっても、引き続き当該被災者の負担を軽減することにより、被災者の早急な事業再建に資するものである。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	本措置は、事業の再建を望みつつも、平成 30 年 7 月豪雨による被災後 4 年度を経過しても事業の再建に着手できない被災者の負担を軽減するものであり、当該災害により償却資産が滅失又は損壊した被災者の事業の再建に資するものである。

税負担軽減措置等の適用実績	
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	災害により償却資産を失った被災者が、引き続き事業に着手できない場合であっても、当該被災者の負担を軽減することにより、被災者の早急な事業再建に資するものである。
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	平成 31 年度 本制度を措置